

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り)
の翌日

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇告示 昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号の一部改正
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
- ◇教委告示 昭和四十三年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜要項
- ◇公告 鳥取県林業改良指導員資格試験の合格者
- 昭和三十九年度鳥取県教育英奨学生募集要項

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十六号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の一の項中(52)を(53)とし、(30)から(51)までを一ずつ繰り下げ、(29)の

次に(30)として次のように加える。

(30) 鳥取県鹵検定所手数料条例（昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号）

第一条の規定に基づく手数料（同条第三号に規定する手数料を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百五十六号

昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号（漁港管理者の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表中御崎の項を削る。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年三月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「指導課」学事係、奨学係、指導係、産業教育係」を

「指導課」学事係、奨学係、義務教育係、高校教育係」に、「社会教

育課」文化係、指導係、視聴覚係」を「社会教育課」視聴覚係、文化

係、成人教育係、青少年教育係」に改める。

附則

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

昭和四十三年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和四十三年三月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

昭和四十三年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

一 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所在地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目一〇番地	約一〇〇人
倉吉東高等学校	"	倉吉市下田中六一番地一	"
米子東高等学校	"	米子市勝田町三〇七番地	"

二 出願資格

1 高等学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者

2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条各号の一に該当する者

三 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次の書類等（以下「出願書類」という。）を志望高等学校に提出しなければならない。

(一) 入学志願書（用紙は、県教育委員会所定のもの）に入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしてはならない。）をはりつけたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(三) 過去三箇月以内に撮影した脱帽上半身名刺版の写真一枚（裏面に出身校名、氏名及び生年月日を記入すること。）

2 各募集高等学校長は、出願書類を受理したときは、受検証を交付しなければならない。

四 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和四十三年四月五日（金）から四月九日（火）までのうち、毎日九時から十七時まで（日曜日を除き、土曜日は十二時まで）とする（郵送の場合は、出願期間内の消印のあるものに限り有効とする。）。

2 受付場所 各募集高等学校

五 入学者選抜学力検査の期日及び会場等

1 検査日時 昭和四十三年四月十三日（土）十三時から

2 検査会場 各志望高等学校

3 検査科目 国語（現代国語、古典乙）、数学（数学Ⅲを除く。）及

び英語

六 入学者の選抜方法

調査書と入学者選抜学力検査の成績を総合して選抜する。

七 合格者の発表

昭和四十三年四月十六日(火)十三時に各募集高等学校で合格者の氏名を発表する。

八 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返さない。
- 2 この要項に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。
- 3 入学志願書の用紙は、各募集高等学校で受け取ること。
- 4 質疑事項について返信を必要とする者、用紙の郵送を希望する者及び出願書類を郵送する者は、十五円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

九 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。専攻科で履修する科目は、次のとおりとする。
国語、数学、外国語(英語)、理科、社会及び保健体育
- 2 専攻科の修業年限は、一年であり、学年は、前期(四月から八月まで)及び後期(九月から三月まで)の二期である。
- 3 専攻科生徒の学習評価、単位認定及び修了等については、高等学校の全日制課程に準ずる。

公 告

昭和43年3月15日に実施した鳥取県林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和43年3月29日

鳥取県知事	石 破 二 朗
西 山 正 宏	安 田 信 二
小 林 敏 克	小 林 正 男
樋 口 隆	

昭和43年度鳥取県青英奨学生募集要領

昭和43年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

昭和43年度鳥取県青英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

○ 高校奨学生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

- (2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。
- ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ42以上であること。
- イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。
- (3) 同一世帯における年間所得基準額が、次の所得基準額以内であると。

所得基準額表

区分	所得基準額
1・人	301千円
世帯	579
3	701
4	850
5	1,001
6	1,123
7	1,226

備考

世帯人員が7人をこえる場合は、1人増すごとに103千円を世帯人員の所得基準額に加算する。員7年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（専従者給与、遺族扶助料等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等の支払金額）から必要経費として所得税法（昭和40年法律第35号）に定める給与所得控除額を差し引いた額とする。

なお、給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は、各個人別に行なう。

所得金額の簡易計算方法は、次のとおりである。

- (イ) 収入金額が90万円以下である場合
収入金額×0.8-80,000円=所得金額
- (ロ) 収入金額が90万円を超え110万円以下である場合
収入金額×0.9-170,000円=所得金額
- (ハ) 収入金額が110万円をこえる場合
収入金額-280,000円=所得金額

イ 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入金額から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家きんの飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分（自家消費）も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残っているもの（たな卸資産）は、含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特別控除額表

特別の事情	特別控除額
母子世帯であること。	35,000円
就学者のいる世帯であること。	小学生児童1人につき 27,000円 中学校生徒1人につき 30,000円 高等学校生徒1人につき 54,000円 高等専門学校学生1人につき 62,000円 大学学生1人につき 70,000円
身体障害者、長期療養者等のいる世帯であること。	それぞれの事情によって経常的に特別の支出をしている金額。ただし、身体障害者については、1人につき72,000円を限度とし、長期療養者については、1人につき150,000円を限度とする。
家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、110,000円を限度とする。
火災、風水害、盗難等の被害をうけた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき160,000円。ただしその所得が160,000円未満の場合はその所得額

(4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。

ただし、この奨学金を受けることになつた場合に、他の奨学金の貸与又は支給を辞退するときを除く。

(5) 奨学金を受けることになる日(昭和43年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

○ 大学奨学生

(1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学第2年次以上在学する者についても、欠員がある場合は採用することができる。

(2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ5.5以上であり、品行が正しく、かつ、身体が健康であること。

(3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

3 採用人員

高校奨学生 30人

大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)

4 奨学金の額

高校在学中 月額 2,500円

大学在学中 月額 6,000円

5 貸与の期間

奨学金の貸与の期間は、昭和43年4月から次に掲げる終期までとする。

ア 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期

イ 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期

6 奨学資金の返還

奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

7 出願の手続き

ア 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。

イ) 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類

ロ) 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)

ハ アの鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者又は後見人という。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

8 出願及び選考の期日

ア 出願期日

昭和43年4月1日(月)から

昭和43年4月15日(月)まで

イ 選考期日

第1次選考(書類) 昭和43年4月下旬

第2次選考(面接) 昭和43年4月下旬

(第2次選考は、高校奨学生志望者で第1次選考合格者について行なう。)

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。